

地域の防災活動にお役立てください!

羽曳野市自主防災組織活動補助金制度 申請の手引き

【趣 旨】

安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを行うため、地域のみなさまによる防災活動費用の一部を補助する制度です。

地域で防災活動を始めるきっかけづくりに、更なる活動の充実にお役立てください。

【補助金制度利用対象】

次の①又は②の団体が対象です。

① 自治会・町会

(※自治会・町会とは、羽曳野市に登録されている団体)

②自治会や町会をつくられていない地域において、当該地域の課題を解決することを目的に、おおむね10以上の世帯で自主的に組織された団体

【補助対象となる期間】

4月1日～翌年3月31日まで

◆申請は期間内において補助限度額に達するまで複数回可能です。

【補助内容】

補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費(※1)に2分の1を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額)を交付します。

ただし、自治会等の世帯数に応じて上限額(※2)があり、申請年度内での実績報告が必要となります。

※1 補助金の交付の対象となる経費

○防災啓発活動、防災訓練に要する経費

講師謝礼、印刷費、会場使用料、消耗品、保険料 など

○防災活動に係る物品購入に要する経費

備蓄物資購入費、資機材購入費 など

(例) 担架・救急セット・工具類(スコップ・バール・ハンマーなど)・防災倉庫
チェーンソー・はしご・ロープ・リアカー・土のう・ヘルメット・ブルーシート・発電機・投光器・コードリール・テント・毛布・簡易トイレ・炊き出し用品・コンロ・給水タンク・ラジオ・非常食・長期保存水・消火器・消火器格納箱・消火器スタンド など

○防災士の資格取得に要する経費

講座の受講料(教本購入費を含む)・資格取得試験の受験料・認証登録の申請料

◆必要に応じて使用目的を確認させていただきます。

★補助対象にならない経費

- 飲食代金（内容によって該当する場合がありますのでご相談ください。）
- 参加者の宿泊費、交通費
- 娯楽・観光施設の入場料(学習目的での施設見学などの場合は対象です。)
- 集会所の光熱水費等、団体の運営や維持のために必要な経費
- 個人への支給品にかかる経費（景品・賞品・参加記念品の購入費など）
- 多額の謝礼金など社会通念上適当でないと思われた経費
(心づけやチップ、団体役員等への謝礼等は対象となりませんが、実費弁償に相当する謝礼は対象です。)
- 防災備品(補助対象物品等)の維持、管理及び処分に必要な経費(燃料、修理代など)
- 領収書等により支払いが明確にできない経費
- AEDに関する経費
- 防災士の資格取得に係る交通費、宿泊費等
- ◆補助対象の経費などについては事前にご相談ください。

※2自治会等の世帯数に応じた補助金の上限額

世帯数区分	補助限度額
50 世帯未満	20,000 円
50 世帯以上 100 世帯未満	30,000 円
100 世帯以上 200 世帯未満	40,000 円
200 世帯以上 400 世帯未満	70,000 円
400 世帯以上	90,000 円

◆世帯数は本市へ届出られた会員世帯数とします。

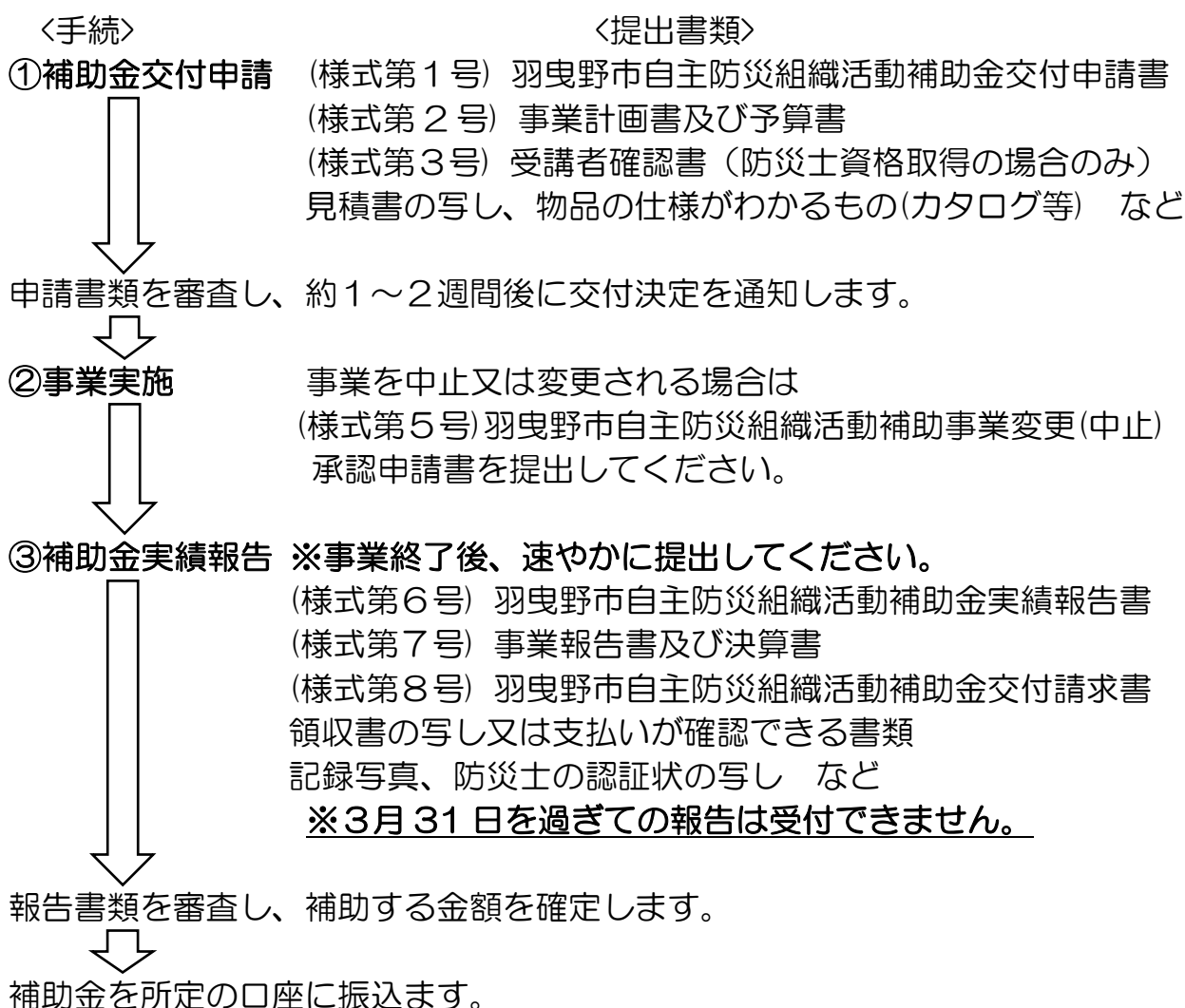
【書類の提出先】

- 持参の場合 羽曳野市 危機管理部危機管理課（市役所別館3階）
（平日の午前9時から午後5時30分まで）
- 郵送の場合 〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1-1
羽曳野市 危機管理部危機管理課 宛
※必ず封筒に「羽曳野市自主防災組織活動補助金申請書在中」と明記してください。

【補助金交付までの流れ】

※①から④の順に手続きを行ってください。

※申請される前に実施された活動は補助対象となりませんのでご注意ください。



【その他】

○事業の中止や変更をされる場合は、危機管理課までご相談ください。

○書類は、市ウェブサイトからダウンロードできますので、活用ください。

市ウェブサイト→組織からさがす→危機管理部→危機管理課

○補助金は予算の範囲内で交付することとしています。

【問い合わせ先】

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1-1

羽曳野市 危機管理部 危機管理課

TEL : 072-958-1111 (内線 2721) FAX : 072-957-1371

Eメール : kikananri@city.habikino.lg.jp